



® 平成31年 2月 12日 (火)

No. 14869 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [東京地裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《東京地方裁判所》

特許権侵害行為差止請求事件

(「骨切術用開大器」事件－東京(地裁、高裁)で初めて、
補正で追加された構成要件について均等侵害が認められた事例。)[上](全2回)

－平成29年(ワ)第18184号、平成30年12月21日判決言渡(佐藤裁判長)－

【特許請求の範囲、出願経過、判決の概要、考察、関連裁判例の紹介等】

1. 特許請求の範囲

【請求項1】

変形性膝関節症患者の変形した大腿骨または脛骨に形成された切込みに挿入され、該切込みを拡大して移植物を挿入可能なスペースを形成する骨切術用開大器であって、

先端に配置されたヒンジ部により相対的に揺動可能に連結された2対の揺動部材と、

これら2対の揺動部材をそれぞれヒンジ部の軸線回りに開閉させる2つの開閉機構とを備え、

医薬・バイオ・化学分野専門の特許調査・解析

JAICI
化学情報協会

知財情報センター



0120-921-997 E-mail: ships@jaici.or.jp



SHIPS

特許調査 SHIPS



ぜひ一度 SHIPS を
お試しください！

過去の調査実績：医薬(製剤含む)、農薬、遺伝子、細胞、
抗体、食品、化粧品、ポリマー、有機EL、電池、他多数

前記2対の揺動部材が、前記ヒンジ部の軸線方向に着脱可能に組み合わせられており、

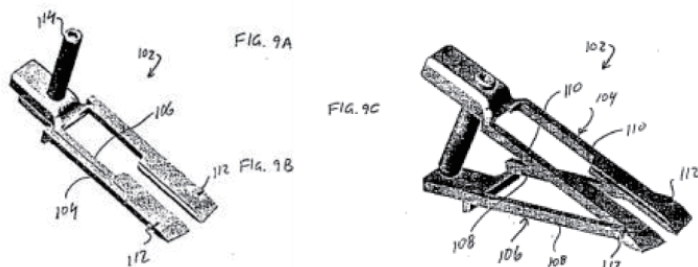
前記2対の揺動部材の一方に、他方の揺動部材と組み合わせられたときに、該他方の揺動部材に係合する係合部が設けられている骨切術用開大器。

2. 出願経過(“拒絶理由通知書”及びこれに対する“意見書”)

(1) 拒絶理由通知書(特許法29条2項、36条違反)(乙1)

「引用文献1(判決注:特表2004-524098号公報、甲8の1。以下『引用文献1』といい、同文献に記載された発明を『引用発明1』という。)には、脛骨に形成された切込みに挿入され、切込みを拡大して骨グラフト材料を挿入可能なギャップを形成する開創器アセンブリであって、ピン112で回転可能に連結された上ジョー104及び下ジョー106(『揺動部材』)と、ジョーを開閉させる駆動部材114(『開閉機構』)とを備えた開創器アセンブリが記載されている。…2つの開創器アセンブリを単に『着脱可能』に組み合わせることは、当業者が適宜なし得る設計的事項である。」

引用文献1の図9A及び9Cは以下のとおりである(甲8の1)。



(2) 意見書(以下「本件意見書」という。乙2)(手続補正書(乙3)と同日付け)

「本発明は、2組の揺動部材を備える点、および、揺動部材の一方に、他方に係合する係合部を備える点において、引用文献1に記載された発明…と相違しています。このような構成によれば、2組の揺動部材を同時に開かせることにより、骨に形成した切り込みの拡大作業を容易にし、また、切り込みの切断面に局所的に過大な押圧力が作用することを防ぐことができるという効果を奏します。一方、審査官殿がご指摘のように引用発明1には、回転可能に連結された一对のジョーを備えた開創器アセンブリが開示されています。しかしながら、この開創器アセンブリを2組着脱可能に組み合わせたとしても、これらが同時に開かれなければ骨への局所的な押圧力を低減することはできません。すなわち、2つの開創器アセンブリを単に着脱可能に組み合わせただけでは本発明の構成を導くことはできません。また、引用発明1には、切り込みの切断面に作用する押圧力を低減するという課題、および、2つの開創器アセンブリを一体で開動作させるという係合部の作用に対する示唆がありませんので、当業者であっても引用発明1から本発明の構成および効果を想到することは困難です。」

3. 判決の概要

3-1. 構成要件Eの文言非充足(「係合部」)

「構成要件Eは「前記2対の揺動部材の一方に、他方の揺動部材と組み合わせられたときに、該他方の揺動部材に係合する係合部が設けられている骨切術用開大器。」というものである…。

本件発明の「係合部」は揺動部材の一方の一部を構成するものであると解される。…

被告製品の角度調整器及び留め金は、各揺動部材とは独立した部材と認められ、一方の揺動部材の一部分として構成されているとは認められないので、被告製品は、構成要件Eを充足しない。」

3-2. 均等論(成立)

(1) 第1要件(非本質的部分)

「…本件発明は、…という課題を解決するため(本件明細書等の段落【0002】、【0003】)、…によ